

大豊町障害者就労施設等優先調達方針（平成25年4月1日大豊町告示第46号）

最終改正:平成27年1月1日大豊町告示第1号

改正内容:平成27年1月1日大豊町告示第1号 [平成29年7月1日]

○大豊町障害者就労施設等優先調達方針

平成25年4月1日大豊町告示第46号

改正

平成27年1月1日大豊町告示第1号

大豊町障害者就労施設等優先調達方針

（趣旨）

第1条 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため調達方針を定めるものである。

（適用範囲）

第2条 物品等の調達方針の適用範囲は、大豊町財務規則（平成14年大豊町規則第11号。以下「財務規則」という。）第2条第1号に規定する者の属する組織を対象とする。

（調達物品等及び目標）

第3条 障害者就労施設等から調達する物品等は次の各号のとおりとする。

- (1) 物品（印刷物、紙製品、記念品、食品類、垂れ幕・看板、花苗、縫製品等）
- (2) 役務（建物の清掃・簡易な修繕、情報処理サービス、リネンサプライ）
- (3) 前各号のほか、調達可能な物品等であれば対象とする。

2 前項に掲げる調達物品等は、調達の実績額が前年度の調達の実績額を上回ることを目標とする。

（調達の実施）

第4条 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、財務規則第85条第1項第5号に定める額を超えない場合については、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者就労施設等と随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）により契約を締結するものとする。

（調達実績及び公表）

第5条 年度毎に調達実績を取りまとめ、行政広報誌及びホームページ等を通じて公表するものとする。

（その他物品等の調達の推進に関する事項）

第6条 障害者就労施設等が供給できる物品等については、施設からの情報をもとに各組織に情報提供を行うものとする。

（公契約における障害者の就業を促進するための措置）

第7条 物品等の調達のほか、町が締結する契約において、障害者である労働者を雇用している事業者に対する優先的な取扱い等について検討するものとする。

（調達方針に基づく担当窓口）

第8条 この調達方針及び契約に関する担当窓口は総務課とする。

（委任）

第9条 この方針に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この方針は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月1日大豊町告示第1号）

この方針は、平成27年1月1日から施行する。